

総社市訓令第3号

序 中 一 般
出 先 機 関

総社市電子計算機管理運用規程（平成21年総社市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務の委託等） 第8条 業務所管課の長は、電子計算機による処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）第16条に規定するもののほか、市長が別に定める個人情報（条例第2条第2号及び第9号から第14号までに規定する個人情報をいう。以下同じ。）のデータ保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。 2及び3 略</p>	<p>（業務の委託等） 第8条 業務所管課の長は、電子計算機による処理を伴う業務を外部に委託するときは、契約書に、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）第16条に規定するもののほか、市長が別に定める個人情報（条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）のデータ保護に関する事項を明記するとともに、当該契約の相手方から当該事項を遵守する旨の契約書等を提出させなければならない。 2及び3 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。